

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会 第9回事業者活動部会結果

(開催日：平成23年7月11日)

第9回事業者活動部会は、昨年度まで3部会で運営していた部会を2部会に再編成した経緯を説明した後、部会長及び副部会長の選出を行いました。

その後、今回から検討の対象となりました「ごみ減量の日」の推進について、マイバッグ利用促進の取組について、今年度から推進協議会で取り組んで行く「かつしかルール」についても検討を行いました。検討の中では様々な意見が聞かれ、特にかつしかルールについては

今回の検討結果については7月22日に開催される推進協議会で提案していくことが確認されました。

1. 「ごみ減量の日」の推進について

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会では、平成18年11月5日から毎月5日を「ごみ減量の日」として区民、事業者それぞれの取り組むべき目標を提示し、呼びかけることにより、ごみの減量に対する活動の全区的な広がりを図っている。

部会の再編成により、事業者についての取組は「事業者活動部会」にて検討する事項と位置づけたため、事業者活動部会で事業者（小売向け、事業所向け）の啓発事項を検討することとする。

(1) 実施内容

概ね半年ごとを目安として区民向け、事業者向けのそれぞれの重点活動内容を定め、広報紙やチラシ等で広くPRし、区内の各事業者が取り組んでいく。今年度の具体的PR方法や今年度の後半分である平成23年10月以降の取組内容について検討する。

例年10月はマイバッグの利用促進を中心に呼びかけているところであるが、今年度は紙ごみの減量を推進協議会の重点的な取組項目としているため、紙ごみの減量に関わる内容で呼びかけをしていく。

(2) 呼びかけをする取組内容

① 現在（平成23年4月から9月まで）の取り組み内容

- ・小売店の皆さんは…必要のない包装をしないように心掛けましょう。
- ・事業所の皆さんは…廃棄物を少なくする工夫をしましょう。

② 平成23年10月から平成24年3月までの取り組み内容（案）

呼びかけ内容及びその説明は次のとおりとする。

（小売店の皆さんは）販売時に包装が必要かできるだけ声掛けをしましょう。

紙製やプラスチック製の容器・包装は、通常、物を買うことによって発生します。商品自体の包装以外でも、紙での包み、紙袋、レジ袋といった包装類をすることが多いと思います。消費者は必要ないと思っても、なかなか自分から「その包装は要りません」と言いづらいものです。こんなときに「包装はいりますか？」や「簡易な包装でよいですか？」と一声掛けることによって、ごみやリサイクルしなくて

はいけないものの発生を抑制できます。環境の観点からも消費者に本当に必要なものか呼びかけをしましょう。

（事業所の皆さんは）紙類のリサイクルを積極的に行いましょう。

事業の過程で書類や箱などの紙類は多々発生すると思います。このような紙類はごみにすれば燃やされてしまいますが、紙類は高い割合でリサイクルが可能な資源です。普段シュレッダーにしてしまいがちな紙類などは、一部を取り除いてリサイクルにまわせないかなどを考えてみることもごみを減らす工夫ではないかと思えます。なるべく紙類を再び利用できる資源として扱い、環境にやさしい行動を心掛けましょう。

（3）PR展開

① 小売店向けPR

葛飾区商店街連合会がチラシを年2回作成し、商店街の各店舗に配布してPRを行う。チラシの裏面を店内に掲示できるポスター形式とし、それを掲示することで、区民への小売店の取組の周知につながるものとする。

② 事業所向けPR

東京商工会議所葛飾支部がチラシを年2回作成し、会員にダイレクトメールで配布してPRを行う。チラシの裏面を事業所に掲示できるポスター形式とし、それを掲示することで、事業所内で取組を周知できるものとする。

③ ごみ減量キャンペーンでのPR

10月の「ごみ減量の日」前後に行うごみ減量キャンペーン時に、取組を呼びかける内容を含めたチラシを作成し、配布を行う。また、会場にて取組内容が書かれたパネルの展示などを行い、「ごみ減量の日」のPRも併せて実施していく。

④ その他

「ごみ減量の日」を広く普及する目的で、広報かつしかやホームページ、かつしかエコライフプラザ、かつしかエフエム等を利用したPRを行う。

また、毎月1日から5日までは区役所入口など3箇所にのぼり旗を掲げ、来庁者に対してPR活動を行う。

2. マイバッグ利用促進の取組について

（1）商店街マイバッグ利用ポイント制度

①事業の移管について

事業者活動部会では、マイバッグの利用促進について事業者のできる取組について検討を続けてきた。一方で、昨年度まで啓発活動部会においても、マイバッグ配布の取組を行うとともに、マイバッグ利用促進の取組策として、「商店街マイバッグ利用ポイント制度」の取組が実施されていた。

今回、部会の再編により啓発活動部会で実施検討がされていた「商店街マイバッグ利用ポイント制度」については、事業者の取組であることから、事業者の視点からより良い実施方法を検討していくということにより業者活動部会の検討事項とした。

②平成 22 年度の実施結果について

平成 22 年度にポイント制を実施した商店街の状況及び感想は次の通り。

【お花茶屋商店街】

- ・実施時期 平成 22 年 10 月 23 日（土）～11 月 20 日（土）
- ・参加店舗 61 件
- ・内 容 レジ袋を断った店舗でスタンプを押印。30ポイントスタンプが貯まるとりー（Ree）ちゃんペーパー（ティッシュ）と交換
- ・カード回収枚数 270 枚
- ・実施した商店街の感想

お客様の中で、関心がある人と全く関心を示さない人との二極化していた。期間が短く、スタンプが 30 に満たない方が多くいたのもう少し長い期間で行った方が良かったかも。このイベントをきっかけにレジ袋削減に商店街の中でも意識する店舗が増えた。今後も、環境に関することを絡めてイベントを行っていきたいと考えている。

【千代田通商店会】

- ・実施時期 平成 23 年 3 月 1 日（火）～6 月 20 日（月）
- ・参加店舗 約 30 店舗
- ・内 容 レジ袋を断った店舗でスタンプを押印。30ポイントスタンプが貯まるとりー（Ree）ちゃんペーパー（ティッシュ）と交換
- ・カード回収枚数 98 枚
- ・実施した商店街の感想

実施期間を約 3 カ月半で約 1 月に 1 回景品との交換を行ったが、最初の景品交換のときには 7 件しか交換がなかった。しかし、徐々に交換数が増えてきて、最終の交換日には数多くスタンプカードを持ってきた。やはり、期間を長く設定しなければ、お客様の認知度も上がらないし、スタンプも貯めきれない。イベントをきっかけにレジ袋削減に商店街の中でも意識する店舗も増え、お客様の中でも意識する人が増えた。今後行うとしたら、マイバッグキャンペーンのイベントと絡めたものとしてやっていくのが効果的だと思う。

③平成 23 年度の実施の概要

推進協議会では、毎年ごみ減量キャンペーンとしてマイバッグの配布を区内各所で行っている。しかし、マイバッグは利用されなければごみ減量につなげることができないため、マイバッグを利用してレジ袋を断るとポイントを貯めることができるマイバッグ利用促進の取組について商店街を中心に実施する。

なお、平成 22 年度及び平成 23 年度については、2 商店街において試行的に実施し、その結果を検証し、今後の展開について検討を行う。

（ア）実施内容

区内の商店街でレジ袋を断って、マイバッグでお買い物をしたお客様にスタンプカードを配布し、レジ袋を断るたびにスタンプカードにスタンプを押して、ある一定のスタンプ数（商店街により任意）が貯まったら景品（りー（Ree）ちゃんペーパー ティッシュペーパー 6P）と交換する。

(イ) 実施場所

2商店街（お花茶屋商店街、千代田通商店会）

※実施箇所は平成22年度の継続とし、昨年度の反省点を踏まえ改善していく。

(ウ) 実施商店街に対する支援

(i) スタンプカード・ステッカーの配付

実施する商店街には、押印するスタンプカード1,000枚、および、店頭に掲げる啓発ステッカー50枚を区が作成し、配付する。

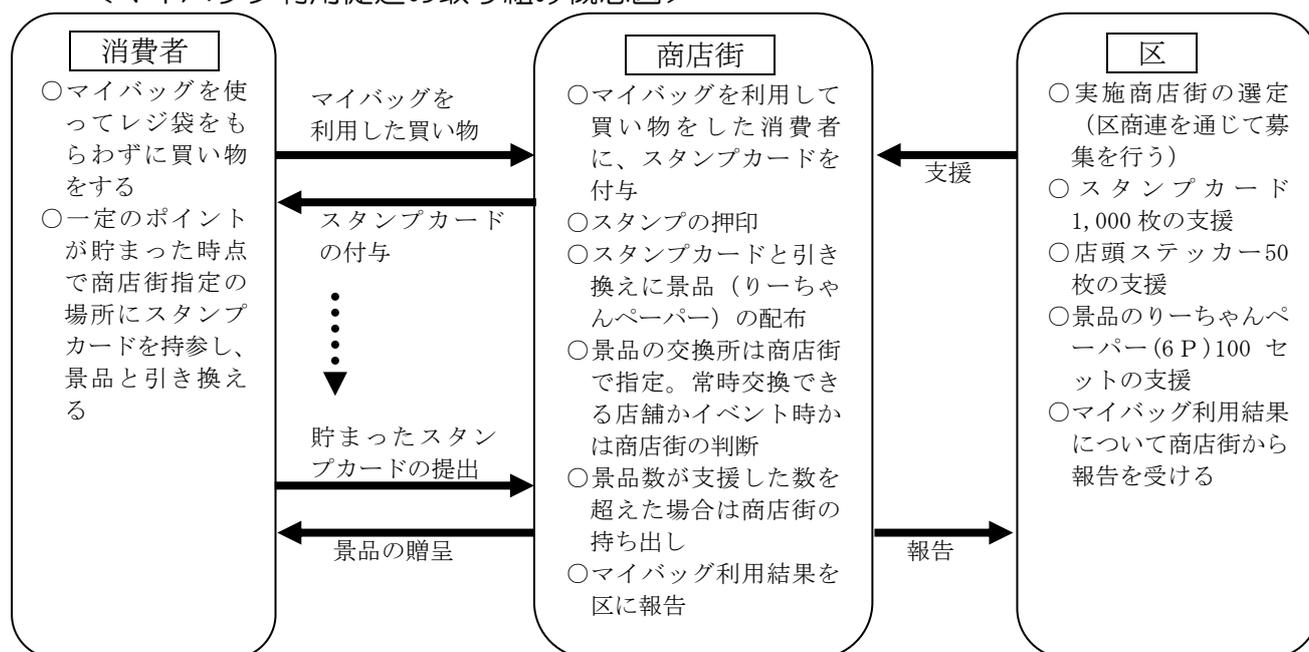
(ii) 景品の支援

景品用の古紙再生のペーパーである「りー（Ree）ちゃんペーパー（6P）」（トイレットペーパー又はティッシュペーパー）を100セット区が購入し、現物を支援する。それ以上景品を必要とする場合には商店街の持ち出しとする。

(エ) 実施結果の確認

実施商店街に対して、参加店舗数、景品交換数、実施前と後のレジ袋の使用数の変化、お客様の反応、商店街の感想について報告してもらうものとする。

<マイバッグ利用促進の取り組み概念図>



(2) マイバッグ利用状況アンケートの実施

昨年、マイバッグの利用に関する意識調査のために事業者活動部会で実施した、マイバッグ利用状況のアンケートについて今年度も実施するものとする。

①実施目的

事業者活動部会でマイバッグの利用促進策を考える上で、効率の良いマイバッグの利用促進策を効果的に実施するため、消費者の意向とマイバッグの利用実態を把握するアンケートを行い、アンケート結果をデータとして今後の取組を考えていく材料とする。

②実施時期・場所

実施時期：平成23年7月から平成24年2月までの間で2～3回

実施場所：かつしかエコライフプラザのイベント会場

③アンケート数

300～500枚を予定

④アンケート実施方法

かつしかエコライフプラザの来場者に対して、マイバッグ利用に関するアンケートを実施する。

(3) 事業者の行うマイバッグ利用促進の取組

推進協議会に参加している小売店舗で、マイバッグの利用を促す内容のポスターまたはチラシを作成し、各店舗で掲示または配布してもらうものとする。また、それは買物の際のマナーについても織り交ぜた内容のものとする。

3. 「かつしかルール」の構築について

(1) 「かつしかルール」と「かつしかルール」構築の枠組み

※区民啓発活動部会と同内容

(2) 今年度推進する個別ルールについて

①呼びかけるルール

昨年の推進協議会で重点的な取組をしていく項目として、燃やすごみに混入している紙類の減量のため、「雑紙（ざつがみ）」（お菓子の箱や印刷した紙などリサイクル可能な紙類）の資源回収の徹底を挙げている。

そこで、「かつしかルール」の個別ルールとして「雑紙」を資源化することを区民・事業者へPRする。

<個別ルール>

『雑紙（ざつがみ）を徹底して分別し、資源にする』

②個別ルール推進の具体的な手法（事業者向け）

当面は、「雑紙」をどの様に資源化していくべきかを区民や区収集に排出を行っている事業者へ十分周知する啓発の取組に主眼を置き、また、区収集を行っていない事業者には区民に紙ごみを発生させない工夫を促すとともに、自事業の中でも紙ごみの発生を抑制する流れをつくる啓発を行っていく。また、実践者が増えるような周知や取組や将来的な取組の検討も行っていく。そして、その周知・実践の度合いを見ながら、新たな取組を模索していくこととする。

(ア) 事業者への啓発の取組

(A) 区民、区収集を行っている事業者への啓発

(i) 「雑紙（ざつがみ）」にあてはまる紙類の周知

区では「雑紙」を資源として回収しているが、「雑紙」をどの様なものであるかしっかりと認識している区民はまだ多くを占めていない。そこで、どの様なものが「雑紙」となるか、の詳細の明示を行い、PRする。

【具体的な取組内容】

- ・区のホームページなどで雑紙に当たるものの周知
- ・商店街連合会や商工会議所のチラシで周知

- ・産業フェアでどのようなものが雑紙にあたるかの周知
- (ii) 「雑紙(ざつがみ)」の集め方、出し方の周知

雑紙がどのようなものであるかがわかって、どの様に資源として出せばよいかの認知度が低い。そこで、雑紙の資源への出し方を周知するとともに、生活の中で発生する雑紙を効率よく集めるための手段の例示も併せて、どの様に雑紙を扱えばよいかをPRする。

【具体的な取組内容】

 - ・雑紙類の資源への出し方を「ごみの正しい出し方」「カレンダー」などの印刷物に分かりやすく説明する。
- (iii) 処理費用や効果などの数値的な明示・処理の行方の明示

区民にごみを減らす意識を向上させ、自分の行っている行動がごみ減量に貢献しているという意識を持ってもらうために、ルールを実践した効果の金額などを数値で示したり、ごみやリサイクルの流れを明示する。
- (iv) リデュース・リユースの促進PR

雑紙が発生したり、リサイクルに出さないといけないという状況になる前に、発生しないようにするにはどうしたら良いか、その紙類がまだ他に使えないかといった内容の啓発を行う。

(B) 区収集を行っていない製造業者・小売事業者向けに行う啓発

- (i) 紙類が発生しない商品の製造・販売方法の工夫の促進

消費者が雑紙として処理しなくてはならない紙類を製造する段階や販売する段階から発生しないように工夫を行うように呼びかけを行う。

【具体的な取組内容】

 - ・製造の段階で紙類がなるべく発生しない工夫をするように、ホームページや事業所向けチラシに訴える
 - ・商品から雑紙になる紙類をなるべく取り除いて販売することをホームページや商店街に配布するチラシなどでPRする
- (ii) ごみにしている紙類を資源化に結びつけるための情報発信

区内の事業者が、紙ごみを資源化することの意識を向上させることにより、その事業者のごみ処理の費用が軽減されるとともに、そこに働く人も含め区全体で取り組む意識の向上が図れる。そこで、ごみをなるべく発生させない事業運営や資源化につながる排出の具体的な取組などの各種情報をホームページや印刷物に例示して、各事業者が事業活動でも紙類を資源化する流れを作る。

【具体的な取組内容】

 - ・事業者が独自にごみ減量の目標値を年2%、5年で10%など具体的に定めて実践するようにホームページや印刷物でPRする。
 - ・シュレッダーされているものなどを資源化できる例などの提示し、資源化の工夫を促すPRをする。
 - ・通い箱の利用など紙ごみを減らす取組例などのPR

(イ) ルールの実践者を増やすための取組

- (i) 学校関係や各種団体への働きかけ

学校や子どもに関する団体にルールの実践を働きかけ、ルールの認知度向上や実践者の拡大をはかる。
- (ii) 自主実践者の募集

推進協議会の定めたルールに賛同してもらえる団体・事業者などを区のホームページなどで呼びかけ、その賛同団体や事業者の取組状況を報告してもらったり、推進協議会に参加してもらうという形で自主的な実践者を増やす。

③ルールPRのタイミング

10月のごみ減量月間を周知する中心の時期として、イベントや各方面の印刷物などでPRを行うので、事業者についても、その時期を中心に個別ルールの促進を促す取組を実践してもらう。

④個別ルールの目標値

個別ルール「雑紙（ざつがみ）を徹底して分別し、資源にする」の目標とする目標値は次のとおりとする。

- ・キャンペーン等アンケートで雑紙の分別を実施している割合が80%以上
- ・燃やすごみから出るリサイクル可能な紙類を5%以下（平成21年度を基準とし、2%減を5年）